搬送用保育器保守業務委託　仕様書

市立宇和島病院における医療機器等の保守点検について、次のとおり仕様を定め業務を委託する。

記

第１　対象機器

製造会社　：　アトムメディカル株式会社

機器名称　：　搬送用保育器

NO	対象装置	型式	S/N
1	インキュアーチ	22059	220592300040
2	リチウムイオンバッテリー	22048	
3	院内搬送スタンド	22044	2301
4	多目的ポール	22049	2303
5	165Lボンベホルダーポール取付式	22055	2208
6	酸素ボンベ	22056	2201

設置場所　：　NICU

取得年度　：　令和5年度（令和5年10月）

第２　委託期間

令和8年11月1日　～　令和9年10月31日

第３　契約条件

１　対象の特定保守管理医療機器について契約期間内の故障時保証をおこなうこと。
点検(年1回)／定期交換部品パック／バッテリー交換(2年1回)／修理部品・工賃・派遣料含

２　契約対象装置に故障、不具合等が生じた場合は速やかに代替品を準備し提供した上で修理を行うこと。（再整備部品を含む同等品による部品交換も可とし、発注者に確認を行った上で交換等を行うこと。）

３　受注者は、作業実施日時等については、病院の業務に支障のないよう発注者と受注者とが協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに発注者へ報告すること。

４　受注者は、業務等が完了したときは、速やかに発注者の担当者へその旨を報告するとともに、受注者の所定の様式により報告書を提出すること。

5　本契約には、修理、交換の際の立会業務を含み、緊急に修理を要する時には、発注者の申請により受注者が緊急に出張し、速やかに修理・調整等を行うこと。（故障時以外の定期・随時の点検は別途有償とする）

6　委託料の支払いは、次のとおり支払うものとする。なお、発注者は受注者から提出された支払請求書を審査し、適法と認定したときに支払請求書を受理したものとする。
　令和8年度　1回（契約締結後一括支払）

7　受注者は、本契約の履行にあたり、受注者の責により、発注者（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、受注者はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う発注者（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

8　本業務について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託を行う予定者を定めるとともに、履行について証明できる書類を添付すること。

9　本仕様書に定めのない事項については、双方の協議のうえ、その都度決定する。